

## 令和4年2月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和4年2月10日（木） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、  
森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、  
佐藤美代子、福永哲夫、

農業委員欠席者：齊藤進

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、森下文夫委員、吉田二郎委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 24 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 25 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 26 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 25 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 26 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進基本構想の変更に関する意見について

5. 閉 会

#### ◎報告第24号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入ります。報告第24号農地法第18条の規定による通知が5件ございます。このうち、〇〇委員の案件が1件ございます。〇〇委員の退席を求めます。(〇〇委員退席)  
それでは事務局の説明をお願いします。

(事務局長) はい。〇〇委員の案件からご報告いたします。資料は3ページになります。申請番号5番です。所在は上仲間地区の農振地域外の田2筆、合計の面積が973㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。解約事由は贈与による合意解約となっております。解約申入日、成立日、引渡日、通知日は令和4年1月24日となっております。事務局からは以上です。

(議長) 事務局より説明がありましたが、ご質問等はございませんか。

(委員) ありません(全員)。

(議長) 只今、事務局より説明のありました〇〇委員の案件は、贈与による合意解約の報告とさせていただきます。〇〇委員の入室を許可します。(〇〇委員入室)

(議長) 〇〇委員の案件につきましては、ご意見等もなく、報告が完了したことをお知らせいたします。

(〇〇委員) お世話になりました。

(議長) それでは、残りの案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は1ページに戻ります。18条の報告残り4件についてご報告いたします。申請番号1番、所在は鯉地区の農振農用地内の田3筆、合計の面積が2,996㎡となっております。貸付人借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更による合意解約となっております。解約の申入日、成立日、通知日が令和3年12月28日。引渡日が令和4年3月30日となっております。続きまして、申請番号2番。所在は下仲間地区の農振地域外の田1筆で面積は500㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。解約事由は借受人が亡くなったことによる合意解約です。解約申入日、成立日、通知日が令和3年12月27日。引渡日は令和4年2月28日です。続きまして、資料2ページです。申請番号3番、所在が下六嘉地区の農振農用地内の田1筆、面積が2,812㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。解約事由は耕作者の変更による合意解約となっております。解約申入日、成立日、通知日が令和3年12月15日。引渡日が令和4年3月30日となっております。申請番号4番、所在が下六嘉地区の農振農用地内の田1筆。面積が2,353㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。解約事由は耕作者の変更による合意解約です。解約申入日、成立日、通知日が令和3年12月15日。引渡日が令和4年3月30日となっております。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) 只今、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問等はございませんか。  
(委員) ありません (全員)。

(議長) それでは、事務局より説明のありました残りの案件につきましては、耕作者変更による合意解約 3 件と借受人死亡による合意解約 1 件の報告とさせていただきます。

### ◎報告第 25 号 農地法第 3 条の届出について

(議長) 続きまして、報告第 25 号について農地法第 3 条の規定による届出が 8 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局長) 資料は 4 ページです。申請番号の順にご説明をいたします。申請番号 1 番、所在が上仲間地区の田 7 筆、合計の面積が 4, 418 m<sup>2</sup>。所有者届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転です。あっせんの希望はございません。申請番号 2 番です。所在が下六嘉地区の田が 1 筆。面積が 2, 963 m<sup>2</sup>で所有者届出人は記載のとおりです。相続による所有権移転の案件です。あっせんの希望はございません。資料 5 ページをお願いします。申請番号 3 番です。所在が北甘木地区の畑 7 筆、合計の面積が 2, 133 m<sup>2</sup>。所有者届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。申請番号 4 番、所在が鯉地区の田が 1 筆。面積が 2, 716 m<sup>2</sup>。所有者届出人は記載のとおりです。相続による所有権移転の案件で、あっせんの希望はございません。資料の 6 ページをお願いします。申請番号 5 番です。所在が上島地区の田が 1 筆。面積が 3, 821 m<sup>2</sup>。所有者届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転です。あっせんの希望はございません。続きまして、申請番号 6 番です。所在が上島地区の田が 1 筆。面積が 2, 663 m<sup>2</sup>。所有者届出人は記載のとおりです。相続による所有権移転の案件で、あっせんの希望はございません。申請番号 7 番です。所在が上島地区の田が 2 筆と畑が 3 筆。田畑合計の面積が 3, 397 m<sup>2</sup>。所有者届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転です。あっせんの希望はございません。資料 7 ページをお願いします。申請番号 8 番になります。所在が下仲間地区の田が 2 筆と畑が 2 筆。田畑合計の面積が 4, 368 m<sup>2</sup>。所有者届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。事務局からの報告は以上です。

(議長) 只今、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問等はございませんか。  
(委員) ありません (全員)。

(議長) なければ、只今事務局から説明のありました 8 件について、全て相続による所有権移転の報告とさせていただきます。

### ◎報告第26号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第26号について、農地法第5条の規定による届出が4件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は8ページからになります。5条の報告4件について、ご説明をいたしますが、まず「ゆうすいの杜」の案件、3件からご報告いたします。申請番号1番、3番、9ページの4番についてが「ゆうすいの杜」の案件になります。転用の手続き上、各住宅メーカーごとに申請の書類が提出されましたが、内容については、同一になりますので一括してご報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。申請番号1番、3番、4番について、所有権移転の案件となっております。所在は北甘木地区、井寺地区で地目は全て畑となっております。筆数は申請番号1番が2筆で合計の面積が1,034㎡、3番が2筆で合計の面積が914㎡、4番が1筆で面積が821㎡です。今回5筆の開発となっております。譲渡人譲受人については、それぞれ記載のとおりとなっております。申請事由は市街化区域「ゆうすいの杜」の宅地分譲で転用3件の案件となっております。10ページをお開きください。配置図になります。①③④が今回の申請番号の箇所となっております。続きまして、8ページに戻りまして申請番号2番について、ご説明をいたします。所有権移転の案件です。所在は上仲間地区で農振地域外の田が3筆。合計面積が359㎡。譲渡人譲受人は記載のとおりです。申請事由は共同住宅で木造2階建ての転用の案件となっております。11ページに申請位置図を添付しておりますのでご確認ください。事務局からの説明は以上になります。

(議長) 只今、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問はございませんか。

(委員) ありません(全員)。

(議長) それでは、只今事務局より説明のありました案件につきましては、ゆうすいの杜の転用3件、市街化区域の転用1件の報告といたします。

### ◎議案第25号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第25号農地法第3条の許可申請が2件ございます。この内、□□委員の案件が1件ございます。先に審議をいたしますので、□□委員の退席をお願いします。(□□委員退席)

(議長) それでは事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は12ページです。□□委員の案件になります。申請番号1番についてご説明をいたします。所有権移転の案件です。所在は上仲間地区で農振地域外の田が2筆。面積は合計で973㎡です。譲渡人譲受人は記載のとおりです。申請事由は贈与による所有権の移転になります。

(事務局長) 13ページに申請位置図を載せております。14ページをお開きください。検討事項になります。調査確認事項の①番から④番の事項に沿ってご説明いたします。確認事項①番、農地取得後に農地を効率的に利用されるのかの検討について、併せて②番、農作業の従事要件になりますが、皆さんご存じのとおり□□委員は現在も農業に従事をされております。当該農地を取得された後も効率的に農地を利用され、また農作業に従事されると判断をしております。③番の下限面積5反要件になります。□□委員におかれましては、12ページにも記載がありますとおり、経営面積は約9町3反です。5反の要件を十分に満たしております。特に問題はないと思われまます。続きまして、検討事項④番です。地域との調和要件になります。地元農業の各役員等にもなられており、嘉島町の農業には精通をされております。問題はないと思われまます。また、その他の検討事項についても、特に問題はないと判断をしております。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見等はございませんか。

(委員) ありません。(全員)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手。

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。□□委員の入室を許可します。(□□委員入室)

(議長) □□委員の案件につきましては、承認されましたのでお知らせいたします。

(□□委員) ありがとうございました。

(議長) それでは、残りの案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) 資料は12ページに戻っていただきます。申請番号2番について、ご説明をいたします。所有権移転の案件です。所在は北甘木の農振農用地内の田1筆。面積は1,175㎡。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転で売買価格は記載のとおりです。15ページに申請位置図を添付しております。16ページをお開きください。検討事項になります。調査確認事項の①番から④番の事項に沿ってご説明いたします。確認事項①全部効率利用要件、農地の取得後に農地を効率的に利用されるかどうかの検討、併せて②番、農作業の従事要件になります。農作業は米麦大豆が中心になります。本人と奥さん夫婦で従事をされております。当該農地を取得された後も効率的に利用され、農作業に従事されると判断をしております。続きまして③番の下限面積5反要件になります。12ページにも記載されておりますとおり、譲受人の経営面積は4,833㎡になります。今回取得される予定の農地が1,175㎡となりますので、併せて6,008㎡で5反以上となります。要件を満たし問題はないと思われまます。

(事務局長) 続きまして、検討事項④番です。地域との調和要件になります。譲受人におかれましては、長年地元に住んでおられ、嘉島町の農業に関して十分理解をされております。また、周辺に影響が無いように耕作をされること。地域で行われる水路除草作業にも参加し、周辺農業者と協力し用水路等の管理に努めることも確認をしております。特に問題はないと思われます。また、その他の検討事項についても問題はないと判断をしております。事務局からの説明は以上になります。

(議長) 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見等はありませんか。

(委員) ありません。(全員)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手。

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

#### ◎議案第26号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第26号基盤強化法第18条の規定による申請が20件ございますが、この内、◎◎委員の案件が1件、△△委員の案件が1件ございます。先に◎◎委員の案件を審議をいたしますので、◎◎委員の退席をお願いします。(◎◎委員退席)

(議長) それでは事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。まず◎◎委員の案件からご説明いたします。資料は20ページになります。申請番号7番です。所在は上島、農振農用地内の田が1筆で面積は1,205㎡です。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の再設定です。借賃は物納で米30キロ。期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日になります。事務局からの説明は以上です。

(議長) 只今、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

(委員) ありません(全員)。

(議長) それでは議決に移ります。只今、事務局より説明のありました◎◎委員の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手。

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。◎◎委員の入室を許可します。(◎◎委員入室)

(議長) ◎◎委員の案件につきましては、承認されましたのでお知らせいたします。

(◎◎委員) お世話になりました。

(議長) 続きまして、△△委員の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。△△委員の案件について、ご説明をいたします。資料は23ページになります。申請番号の12番になります。

(事務局長) 所在は上島、農振農用地内の田が1筆で面積は2,909㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の再設定になります。借賃は80,000円。期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日となっております。事務局からの説明は以上です。

(議長) 只今、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

(委員) ありません(全員)。

(議長) それでは議決に移ります。只今、事務局より説明のありました△△委員の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手。

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。△△委員の入室を許可します。(△△委員入室)

(議長) △△委員の案件につきましては、承認されましたのでお知らせいたします。

(△△委員) お世話になりました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、まず事務局から残り18件の説明をいただき、そのあと18件を一括して、審議・議決を行いますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は17ページに戻っていただきます。申請番号の1番から順にご説明いたします。まず申請番号1番です。所在は上島、農振地域外及び農振農用地内の田が12筆、面積は合計で11,825㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の再設定です。借賃は合計で177,375円。期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日となっております。続きまして、資料の18ページをお願いします。申請番号2番です。所在が北甘木、農振農用地内の田3筆、合計面積が3,736㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定です。借賃は合計で67,248円。期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日となっております。続きまして、申請番号3番、所在が下六嘉地区の農振農用地内の田が1筆。面積が1,205㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の再設定になります。借賃は18,075円。期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日です。続きまして、資料の19ページをお願いします。申請番号4番になります。所在が井寺地区の農振農用地内の田1筆、面積は595㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の新規の設定になります。借賃は9,520円。期間は令和4年3月1日から令和7年2月28日となっております。続きまして、申請番号5番です。所在が下六嘉地区の農振農用地内の田3筆。合計の面積が2,789㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の新規設定になります。借賃は合計で45,000円。

(事務局長) 期間は令和4年3月1日から令和5年5月31日です。続きまして、資料の20ページになります。申請番号6番、所在が下仲間地区の農振農用地内の田が1筆。面積は1,953㎡となっております。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の新規の設定になります。借賃は物納で米117kg。期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日となっております。続きまして、資料の21ページをお願いします。申請番号8番になります。所在が上島、農振地域外の田が1筆。面積は471㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の再設定になります。借賃は0円。期間については、令和4年3月1日から令和14年2月29日となっております。続きまして、申請番号9番です。所在が上島地区、農振農用地内の田が1筆で面積は854㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の再設定で借賃は0円です。期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日となっております。続きまして、資料22ページです。申請番号10番になります。所在が井寺地区の農振地域外の田が2筆と畑が3筆の合計5筆。田畑合計の面積は3,363㎡となっております。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の再設定で借賃は0円。期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日になります。続きまして、資料23ページになります。申請番号11番、所在が下仲間地区の農振地域外の田が1筆。面積が500㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の新規の設定で借賃は0円。期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日になります。続きまして、資料の24ページをお願いします。申請番号13番です。所在が上六嘉、農振農用地内の田が1筆、面積が371㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定になります。借賃は5,565円。期間は令和4年3月31日から令和9年4月30日となっております。続いて、申請番号14番です。所在が上六嘉地区の農振農用地内の田1筆、面積が316㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定で借賃は4,740円です。期間は令和4年3月31日から令和9年4月30日となっております。資料の25ページをお願いします。申請番号15番です。所在が下六嘉、農振農用地内の田が1筆、面積が3,005㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定で借賃は45,075円。期間については、令和4年3月31日から令和8年2月28日となっております。続きまして、申請番号16番。所在が井寺地区の農振農用地内の田が5筆、合計の面積が10,887㎡です。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定になります。借賃は合計で163,305円、期間は令和4年3月31日から令和8年2月28日となっております。



(事務局長) 続きまして、資料の26ページです。申請番号17番、所在が北甘木地区、上六嘉地区、上島地区の田が1筆と畑が5筆で合計の6筆になります。合計の面積が5,299㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は賃貸借権の再設定で借賃は合計で84,784円。期間は令和4年3月31日から令和8年2月28日となっております。続きまして、27ページをお願いします。申請番号18番です。所在が下六嘉、農振農用地内の田が2筆で合計の面積が6,556㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定になります。借賃は合計で98,340円。期間は令和4年3月31日から令和8年2月28日となっております。続きまして、申請番号19番。所在が鯉地区の農振農用地内の田1筆、面積が2,000㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の再設定で借賃は40,000円。期間は令和4年3月31日から令和14年3月30日となっております。最後になります。資料は28ページです。申請番号20番、所在が鯉地区の農振農用地内の田が4筆、合計の面積は10,031㎡。貸付人借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の再設定です。借賃は合計で200,620円。期間は令和4年3月31日から令和14年3月30日になります。事務局からの説明は以上です。

(議長) 只今、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

(委員) ありません(全員)。

(議長) 議決に移ります。只今、事務局より説明のありました18件の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手。

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。続きまして、議案第27号農業経営基盤強化促進基本構想の変更に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

(事務局長) はい。お配りの議案書類をお開きください。まずはじめに、嘉島町農業経営基盤強化促進基本構想について、簡単に中身の分類をご説明をいたします。中身を大きく分けると4つの項目になります。まず1つ目、農業経営の強化に関する事として、嘉島町では土地利用型の農業を中心に農業を展開していくことと、平成27年にはかしま広域農場が設立されましたので、広域農場に関する事、また認定農業者、県など関係機関と連携を図ること、農業の経営においては、労働時間や農業所得などの目標の項目になります。2つ目は嘉島町における営農類型ごとの経営指標の定めになります。3つ目には農用地の利用集積に関する目標を定めております。4つ目は利用権設定など基盤強化法の促進に関する事項などの項目になります。この基本構想については、各都道府県も「基本的な方針」を定めております。

(事務局長) 昨年、令和3年8月31日に熊本県における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しがされております。これに基づき、本町における基本的な構想の見直しも必要となりましたので、昨年の12月に嘉島町の基本的な構想について、熊本県とヒアリングを実施しております。いくつかの修正を重ねて、熊本県との協議は実施が済んでおります。今回、嘉島町の農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想について、農業委員会のご意見をお願いするものであります。よろしくお願いたします。それでは資料に沿って、ご説明をいたします。資料の1ページをお開きください。ここに各項目の主な変更点を記載しております。上から順にご説明をいたします。まず第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標になりますが、主な修正点は農業の主たる従事者1人あたりの所得の目標を概ね400万円と変更したこと、農用地利用改善事業、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に関する事項の削除などになります。資料の5ページから6ページの下線の箇所についてが、400万円の変更になります。400万円の根拠は市町村所得推計の数値と県の指標を参考に県とのヒアリングのうえ、変更をしたところです。その他は時点修正になります。続きまして、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標については、家族経営と法人経営の営農類型の見直しになります。資料は10ページから14ページに記載のある営農類型ごとになりますが、見直しの点は下線の部分です。農業従事者1人あたり所得を先ほど400万円とご説明しましたが、それを反映している箇所と園芸ではイチゴの品種等を変更しております。第2の2の青年等が目標とすべき農業経営の指標も同様の反映になります。続きまして、第3の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項についてになりますが、15ページ16ページの下線箇所が変更点になりますが、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に変更されたことに対する修正とその他は時点修正になります。第4の農業経営基盤強化促進事業に関する事項と第5の農地利用集積円滑化事業に関する事項についても、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に変更されたことに対しての農地利用集積円滑化事業名の削除になります。説明は以上になります。委員の皆様のご意見等お願いたします。

(議長) 只今、事務局より説明がありました。ご意見ご質問はございませんか。

(委員) ありません(全員)。

(議長) 議決に移ります。意見なしで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手。

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。本日、提案のありました案件は終了いたしました。ありがとうございました。次回の農業委員会総会は3月10日(木曜日)、9時30分からになります。これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年2月10日

会長 下 田 司

委員 森 下 文 夫

委員 吉 田 二 郎